

岐阜県公報

号外 (六) 平成二十四年 四月 一日

目次

規則

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規

則 (産業技術課) 一

告示

岐阜県工業技術研究所長印 (産業技術課) 二

規則

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十号

岐阜県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。
岐阜県立職業能力開発校条例施行規則（平成二十三年岐阜県規則第四十一号）の一部

第七条第一項第一号中「別記第二号様式」の「(第四条第一項第三号に該当する者を除く。）」を加える。

別記第一号様式及び第三号様式中 「2 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと)

「2 免除を受けたい理由 (詳細に記入のこと)

」を

注 第4条第1項第3号に該当する者について

「2」を

「1」は、保証人の記載は要しない。

別記第四号様式甲

「3 納入期限の延長を受けた理由

(詳細に記入のこと)

「3 納入期限の延長を受けた理由

(詳細に記入のこと)

」を

注 第4条第1項第3号に該当する者については、保証人の記

」改める。

載は要しない。

」

別記第五号様式甲「事由

」事由

」を

注 第4条第1項第3号に該当する者については、保証人の記

」改める。

載は要しない。

」

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第七十七号

岐阜県工業技術研究所長印を次のとおり定め、平成二十四年四月一日から使用する。

なお、岐阜県機械材料研究所長印に関する告示(平成十九年岐阜県告示第二百六十四号)は、平成二十四年四月一日から廃止する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 印鑑

書体 てん書

大きさ 二十三ミリメートル平方



二 公印管理者

岐阜県工業技術研究所長